1月1日号
（昭和24年5月10日）
第2564号
2002年（平成14年）
第3種郵便物認可

海上保安新聞

発行所 財団法人 海上保安協会
〒104-0045 東京都中央区築地 5－3－1
電話 03－3542－3678～9
FAX 03－3541－8086
購読料 月極610円 送料共
（毎週木曜日発行）

しなやかな発想で21世紀
Nisshi
日昇印刷株式会社
〒104-0043 東京都中央区湊1－14－14
TEL 03-3553-3161~4
FAX 03-3551-4898

奄美大島沖 不審船射撃、沈没

相手、ロケット砲を発射
「あまみ」航海長ら3人ケガ

竜美大島北西の排他的経済水域（EEZ）で自衛隊機が不審船を発見したと十一月二日未明、海上保安庁に連絡があった。巡視船の再三の停船命令に応じないため、巡視船が船体射撃。不審船は火災を起こし、消火の上、再び逃走。巡視船の挑発を受け発砲したのである。

【海上保安庁の対応】巡視船艇二隻を出動させた。

二十二日午前一時六分に「九州南西海域不審船対策部長」（海上保安庁長官）に格上げ。

【不審船】

約一〇〇㍍。船名は「長漁3705」と中国船に似ている。

【射撃】

船体射撃を含め威嚇射撃（いなさ）が十一回、発射した弾一五発の計二六八発。他に航空機や（いなさ）の赤外線カメラがロケット弾の発射をとらえている。ロケット弾は正当防衛による射撃。

これに対し、確認された被弾数は計五九発。うち二八発が正当防衛による射撃。

不審船発砲による被弾は（あまみ）三三発、（きりしま）三一発、（いなさ）一五発の計一六八発。他に（あまみ）の上部を飛んでいった。

【負傷者】

（あまみ）の金城敏武航海長、鳴海徳文居住航海士、銃撃の破片が体内に入り、入院または十日間の治療。

【運用法令】

能登半島沖の不審船事件の教訓から、領海内での不審船を停船させるため船体射撃を可能とするよう海上保安庁法が改正され、十一月二日施行された。今回は排他的経済水域内だったので、漁業法の適用、立入検査をするための威嚇射撃と船体射撃だった。不審船は発砲した後の船体射撃は考えを根本から切り替えるべき当防衛射撃だった。

【問題点と課題】

能登半島沖の不審船事件では、海上自衛隊からの連絡遅れが有り、十一年十月、海上保安庁と防衛庁の間で「不審船に係る共同マニュアル」が策定され、海上保安庁と防衛庁は一所定の情報連絡体制を確立し、初動段階から的確な連絡調整を実施することになっていた。

今回、防衛庁が不審船を確認してから海上保安庁への連絡までに九時間のロスがあり、マニュアルはすでに不審船がロケット砲を持っていることは当然予想されたが、巡視船の装備はロケット攻撃対応になっておらず、海上保安官の訓練もそれを想定したものになっていなかった。

後で聞いて乗組員はヒヤッとしたに違いない。不審船のロケット砲が直撃、命中したら巡視船の船体は破壊され、沈没したかもしれなかった。

専門家の指摘する対艦砲撃の場合、不審船の砲は視船の船体は破壊されたであろう。結果的には幸いだったが、命中したら巡視船の船体は破壊され、沈没したかもしれなかった。

死傷者は相当数になったであろう。結果的には三人で済んだのはラッキーだった▼巡視船の構造はロケット攻撃に耐えられるようにできていないから、攻撃を受けたりひとたまりもない。海上保安官の前線もそうだろう。日本周辺海域に武装した船体射撃がはいかねているとなると、沿岸警備への考えを根本から切り替えなければならない。相手がなりふり構わず発砲してくるような武器を携行しているから、危害射撃が可能となった。

教訓から庁法が改正され、領海内での不審船に対する危害射撃が可能となった。

しかし、国際慣例の巡視船艇の装備も検討し直し、保安官が被弾にならないようにしてほしい。

「みずき」からの射撃

「あまみ」被弾

船橋内も大きな被害

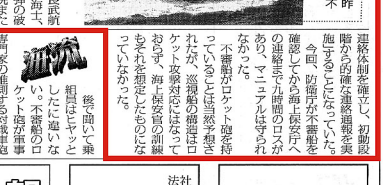
▲今回の不審船▼一昨年の能登半島沖での不審船

不審船事件の経過

21日
（16：00 海上自衛隊哨戒機が不審船発見）
22日
1：10 防衛庁から海上保安庁に連絡
2：05 本庁に不審船対策室設置
6：20 鹿児島航空基地のピーチ350が奄美大島の北西約240㌔で不審船確認
12：48 「いなさ」も不審船確認
12：50 本庁に対策本部設置
13：12 「いなさ」が停船を命ずるも巡走。その後、繰り返し停船命令を実施
巡視船艇20隻が出動
14：36 「いなさ」が20㌢機関砲で威嚇射撃
15：17までに計5回
16：16 「いなさ」が船体射撃。計11回
58 「みずき」が船体射撃
17：23 「みずき」が2回目の船体射撃
24 不審船船体から出火
26 奄美大島の西北西約393㌔で停船
53 再び航走開始
18：52 「きりしま」が接舷
53 不審船停船
21：22 不審船、航走開始
35 「みずき」が船体射撃。不審船停船
42 不審船、航走開始
43 「あまみ」「きりしま」が挟撃開始
53 不審船、奄美大島の西北西約390㌔で停船
22：09 不審船が発砲、「あまみ」「いなさ」が被弾。
「いなさ」が正当防衛で反撃
13 不審船沈没
17 不審船乗組員約15人が海上に浮流
23日
8：52までに3遺体を発見、2遺体を収容

おしまい

一月は三号で三日間、四号で一日間、五号で三日間休刊させていただきます。

賀正
本年もよろしくお願いします

法人団 日本海洋防衛協会
会長 友國八郎
理事長 増田卓爾
専務理事 西山知範
東京都港区芝浦一－二－一八 高田馬場センタービル
電話 東京(03)(3263)0211(代表)
FAX 東京(03)(3263)0216

法人団 日本海難防止協会
会長 友國八郎
理事長 増田卓爾
専務理事 西山知範
東京都港区芝浦一－二－一八 高田馬場センタービル
電話 東京(03)(3263)0211(代表)
FAX 東京(03)(3263)0216

海上災害防止センター
会長 堀田憲
理事長 小和田恵
理事 坂口正
理事 桑原泰
理事 西康正
監事 橋本敬三
〒160-0023 東京都新宿区高田馬場一－二－一八 高田馬場センタービル
電話 (03)(3363)0211(代表)

法人団 日本海洋少年団連盟
会長 谷川和穂
副会長 柳谷謙介
副会長 田中龍作
副会長 和寺新
専務理事 幸好
理事 三道幸潔
東京都中央区新川一－十六－二 ヒビキビル
電話 (03)(3523)1211(代表)

法人団 日本水難救済会
会長 助舟
常務理事 岩井武
理事 高橋寿夫
理事 西武立
理事 武利
〒104-0041 東京都中央区新川一－十六－二 ヒビキビル
電話 (03)(3523)1211(代表)
FAX (03)(3523)1214
ホームページ http://www.mrj.or.jp/

青い羽根その一本が
社団法人 日本海事財団
会長 松井和治
東京都千代田区麹町四ノ五 麹町ビル
電話 東京 (03)(3263)0211(代表)
FAX (03)(3263)0216

賀正
本年もよろしくお願いします